-第２章-

環境行政の概要

令和５年度　優秀賞
田彦中学校１年生　佐藤 さくらさん

令和５年度　優秀賞
中根小学校３年生　板橋 蒼空さん

令和５年度　優秀賞
外野小学校４年生　香取 祐理さん

2-1 環境行政のあゆみ

昭和以前の環境行政のあゆみについては参考資料 90～91 頁を参照

平成　元年　３月　那珂湊市域（工業専用地域を除く。）振動規制法の地域指定告示（元年４月施行）
　　２年　４月　土壌浄化法による生活雑排水宅内処理施設設置補助事業開始
　　９月　ゴルフ場排水農薬検査開始
　　１１月　環境騒音実態調査実施（12 月まで）
　　４年　２月　市役所屋上での酸性雨自動測定開始
　　４月　家庭用合併処理浄化槽等設置補助事業開始
　　６月　常陸那珂港第３・第４ふ頭地区における公有水面埋立事業及び廃棄物最終処分場建設事業に係る環境影響評価準備書に対する意見提出
　　５年　７月　常陸那珂港環境保全連絡協議会発足（港湾事業者，ひたちなか市，東海村）
　　６年１１月　勝田市，那珂湊市合併によりひたちなか市誕生
（環境生活部環境保全課，那珂湊総合支所市民生活担当部環境保全課発足）
　　１１月　ひたちなか市公害防止条例施行
　　７年　４月　機構改編により市民生活部環境保全課（環境保全係，生活環境係，公害対策係の３係）に統合，改称
　　４月　ひたちなか市環境審議会設置
　　１１月　環境騒音実態調査実施（３月まで）
　　９年　１月　市内土壌調査開始（第２次，５か年）
　　９月　ひたちなか市公害防止条例施行規則改正・施行
　　９月　常陸那珂火力発電所との公害防止協定締結
　　９月　県央地先水域について水質汚濁に係る水域類型の指定告示・施行
　　１０年　３月　県が市毛小敷地内に一般環境大気測定局を設置
　　３月　中丸川水域（本郷川，大川含む。），早戸川水域について水質汚濁に係る水域類型の改訂告示（10 年４月施行）
　　４月　機構改編により環境保全係，公害対策係の２係に統合
　　６月　県がダイオキシン類環境汚染実態調査を実施（前渡小，三反田小）
（6，9，11，1 月に大気調査，９月に土壌調査を実施）
　　９月　騒音に係る環境基準改正（11 年４月施行）
　　１１年　３月　茨城県環境影響評価条例制定（11 年６月施行）
　　３月　騒音に係る環境基準（改正）の類型当てはめ告示（11 年４月施行）
　　７月　ダイオキシン類対策特別措置法制定（12 年１月施行）
　　１２月　茨城県公害防止条例を改正し県央地先水域の排水規制を強化（12 年４月施行）
　　１２年　３月　市内土壌調査終了
　　３月　ひたちなか市環境基本条例制定（12 年４月施行）
　　１１月　環境騒音実態調査実施（12 月まで）
　　１３年　１月　環境省発足
　　２月　ひたちなか市環境シンポジウム初開催
　　３月　ひたちなか市温暖化防止実行計画策定（13 年４月実施）
　　３月　騒音規制法の政令市指定告示（13 年４月施行）
　　１４年　３月　ひたちなか市環境基本計画策定
　　４月　公害対策係から環境対策係へ名称変更
　　５月　土壌汚染対策法制定（15 年２月施行）
　　１５年　３月　第３回世界水フォーラム（大阪）において，沢田湧水について発表
　　３月　那珂湊地域悪臭防止法の地域指定告示（15 年４月施行）

１０月　茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例制定（16 年4月施行）
１１月　ひたちなか市エコオフィス計画策定
１６年　３月　ひたちなか市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例制定（16 年7月施行）
１７年　３月　茨城県まちづくり特例市制度要綱に基づく，騒音規制法，振動規制法及び悪臭防止法の地域の指定などの事務権限委譲（17 年4月施行）。同要綱に基づく，大気汚染防止法，水質汚濁防止法，ダイオキシン類対策特別措置法，特定工場における公害防止組織の整備に関する法律及び茨城県公害防止条例の届出受理等の事務権限委譲（18 年4月施行）
３月　茨城県生活環境の保全等に関する条例制定（17 年 10 月施行）
１８年　３月　ひたちなか市まちをきれいにする条例制定（18 年7月施行）
１０月　ひたちなか市環境基本計画改定
２０年　３月　ひたちなか市環境学習推進計画策定
２０年　３月　ひたちなか市の環境を良くする会設立
２１年１２月　ひたちなか市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例改正（22 年２月施行）
２４年　５月　ひたちなか市第２次環境基本計画策定
２５年　４月　水道法の一部改正により，水道法に基づく専用水道の事務権限移譲
６月　ひたちなか市第２次エコオフィス計画策定
１０月　ひたちなか市地下水汚染対策事務処理要領制定（25 年 10 月施行）
２６年　３月　ひたちなか市安全な飲料水の確保に関する条例（26 年４月施行）
１０月　県が市役所敷地内の一般環境大気測定局において PM2.5 測定開始
２８年　８月　太陽光発電設備の設置等に関する事務権限移譲
２９年　３月　ひたちなか市第２次環境基本計画改定
３月　常陸那珂共同火力発電所との公害防止協定締結
４月　機構改編により経済環境部環境保全課となる
１２月　エナリスパワー常陸那珂第一発電所との公害防止協定締結
３０年　２月　ひたちなか市第３次エコオフィス計画策定
令和　３年　２月　ひたちなか市環境シンポジウム　オンラインフェス初開催
３月　ゼロカーボンシティを表明
３月　ひたちなか市第３次環境基本計画策定
１１月　ひたちなか市内郵便局と再配達削減の取り組みによる CO_2 削減プロジェクトを開始
１２月　ひたちなか市土採取事業の規制に関する条例改正（３年 12 月施行）
４年　２月　ひたちなか市環境シンポジウムオンラインを生放送により開催
４年　４月　経済環境部環境政策課へ課名変更
令和　５年　６月　ひたちなか市土採取事業の規制に関する条例改正（５年７月施行）
令和　６年　３月　ひたちなか市安全な飲料水の確保に関する条例施行規則改正（６年４月施行）
令和　６年　３月　ひたちなか市第３次エコオフィス計画改定

2-2 環境行政組織・機構

2-2-1 機構・事務分掌（令和5年4月1日現在）

【1】組 織

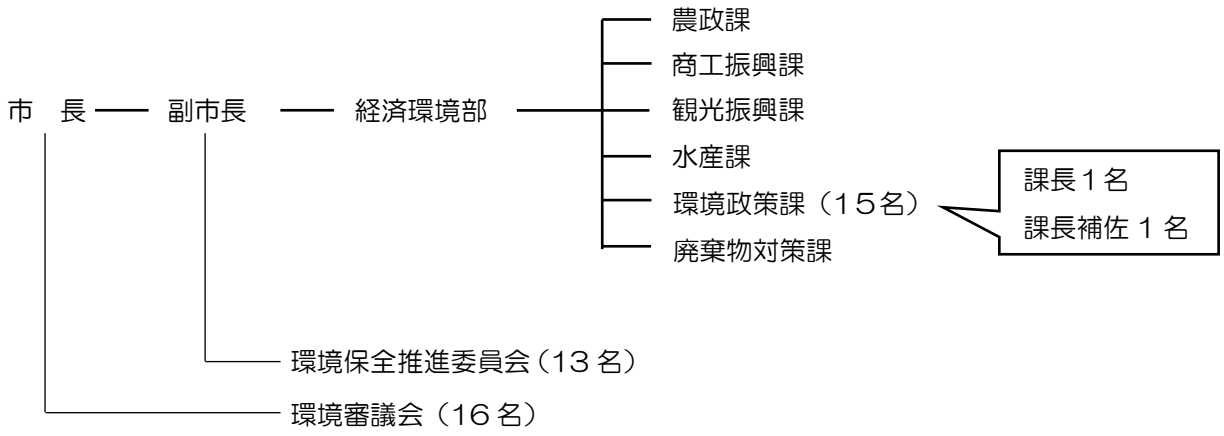

図 環境保全行政機構図

【2】事務分掌

表 環境政策課事務分掌

1 環境基本計画の策定及び推進に関すること。 2 環境保全対策に関すること。 3 環境審議会に関すること。 4 環境衛生対策に関すること。 5 空き地等の適正管理に関すること。 6 そ族，昆虫に関すること。 7 市営墓地に関すること。 8 墓地，埋葬等に関すること。 9 ひたちなか・東海広域事務組合の常陸海浜広域斎場に関すること。 10 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関すること。	11 公害防止対策に関すること。 12 公害に係る規制及び発生源の監視に関すること。 13 水質，大気，騒音，振動等の測定分析に関すること。 14 公害防止協定に関すること。 15 公害に係る苦情の処理に関すること。 16 生活排水の処理の適正化に関すること。 17 土の採取及び土砂等による土地の埋立て等の規制に関すること。 18 水道法に基づく専用水道に関すること。 19 小簡易専用水道，小規模水道及び飲用井戸等に関すること。 20 太陽光発電施設の適正な設置・管理に関すること。

【3】環境保全関連行政組織と事務内容

経済環境部	農政課	（森林，農薬適正使用，農業集落排水整備事業に関すること。）
	商工振興課	（公害防止施設資金の融資及び利子補給，企業の誘導及び立地奨励に関すること。）
	観光振興課	（観光産業の育成及び指導，観光資源及び観光施設の管理に関すること。）
	水産課	（水産業の振興及び指導，漁港の整備及び管理，漂流物等に関すること。）
	廃棄物対策課	（ごみの減量及び分別・指導に関すること。）
建設部	河川課	（河川の愛護啓発，河川等の維持管理，海岸保全地域指定に関すること。）
	下水道課	（水洗化普及促進，処理場の維持管理に関すること。）
都市整備部	都市計画課	（都市計画の決定及び事業認可に関すること。）
	公園緑地課	（緑化推進，緑の保全に関すること。）
	建築指導課	（建築許可，開発行為の指導に関すること。）

2-2-2 ひたちなか市環境審議会

市では，「ひたちなか市附属機関の設置に関する条例」に基づき，環境の保全に関する市長の諮問機関として，平成７年４月に，ひたちなか市環境審議会を設置しています。委員の任期は２年であり，令和４年７月から下記の委員が選出されています。

当審議会は，学識経験者７名，企業，公共的団体及びコミュニティ代表等関係団体役職員９名の計 16 名の委員で構成されています。

令和５年度の審議会は，令和５年８月 23 日に実施しました。

表　ひたちなか市環境審議会委員（令和５年８月現在：敬称略）

役　職　名		氏　名	備　考
学識経験者	国立大学法人茨城大学　人文社会科学部長 人文社会科学部　現代社会学科　教授	原　口　弥　生	
	独立行政法人国立高等専門学校機構 茨城工業高等専門学校　教授	小松﨑　秀　人	会　長
	一般社団法人ひたちなか市医師会　理事	間　瀬　憲多朗	
	一般社団法人ひたちなか薬剤師会　理事	黒　澤　由　子	
	一般社団法人茨城県環境管理協会　理事長	森　島　　康	
	ひたちなか市立高野小学校　校長	河　原　真　樹	
	茨城県県民生活環境部環境政策課　課長	深　澤　敏　幸	
関係団体役職員	株式会社日立製作所ビルシステムビジネスユニット 総務部　水戸庶務グループ　部長代理	髙　田　雄　策	
	日本労働組合総連合会茨城県連合会 常陸野地域協議会　事務局長	佐々木　博　二	
	常陸農業協同組合　代表理事組合長	秋　山　　豊	
	ひたちなか商工会議所　会頭	柳　生　　修	
	ひたちなか市連合民生委員児童委員協議会　会長	中　村　弘　行	
	ひたちなか市コミュニティ組織連絡協議会　会長	川　又　武　司	
	ひたちなか市ボランティア連絡協議会　副会長	田　所　淑　子	
	ひたちなか生活学校　運営委員長	髙　仲　和　美	
	ひたちなか市の環境を良くする会　会長	小　川　和　昭	

表　令和５年度開催状況

開　催　日	内容
８月 23 日	地域再生計画の中間評価について ひたちなか市第３次エコオフィス計画の改定について

2-2-3 那珂川水系水質保全協議会

那珂川水系水質保全協議会は，那珂川及びその水系河川の水質汚濁防止のため，茨城県内那珂川流域の５市町が一体となり河川浄化を推進することを目的として昭和５８年に発足しました。

【１】構成市町

水戸市，ひたちなか市，常陸大宮市，那珂市，城里町

【２】主な事業

〇水質保全に関する広報・啓発活動，調査・研究活動，研究会・講演会等の開催

〇水質保全協力員による河川の調査

【３】水質保全協力員と職務

会全体で 23 名の水質保全協力員を委嘱（任期２年）しており，本市では６名が委嘱されています。協力員の職務は，研修会や講演会への出席，水質保全行政への提言，水質情報の提供であり，毎月１回，担当河川の水温測定並びに濁り具合などの目視調査を行い，市へ報告しています。

表　水質保全協力員と担当河川（令和５年４月現在：敬称略）

水質保全協力員名	担当河川	水質保全協力員名	担当河川
小　瀧　達　雄	那珂川	栗　田　慎　一	中丸川
櫻　井　律　子	早戸川	浅　野　耕　一	大　川
小　室　誠　司	中丸川	岡　田　亘　右	本郷川

【４】活動実績

表　主な活動

実施日	活動名	開催場所	活動内容
８月 19 日	水戸市環境フェア 2023	水戸市	参加型イベントによる啓発活動
10 月 27 日	視察研修	水戸市	霞ケ浦導水工事事務所「那珂機場」見学
11 月４日	消費生活＋ハーモニー展での展示	ひたちなか市	テーマ「那珂川の清流を守ろう」 那珂川の概要説明や風景写真の展示

2-3 ひたちなか市環境基本条例

市では，これまで県下有数の工業都市として発展してきましたが，これに起因した大気や水質などの環境の悪化が昭和 30 年代後半から 40 年代にかけて見られました。このため，茨城県公害防止条例による上乗せ規制を行うなどの地域公害防止計画に基づく施策を実施し，これらの克服に努めてきました。

しかし，近年の大量生産・大量消費・大量廃棄といった社会経済活動の定着に伴い，日常生活における環境負荷は増大し，都市・生活型公害が顕在化してきました。また地球規模の自然環境破壊などを背景として自然環境保護意識が高まるなど，現在の環境問題は従来の事案対処型行政では対応できなくなってきています。

また，本市海岸部においては，約 1,200ha に及ぶひたちなか地区の開発が進められています。この開発は北関東地域の総合的な開発を先導する重要なプロジェクトであり，また，茨城県の北部地域開発の拠点として，重要港湾である茨城港常陸那珂港区や国営ひたち海浜公園の整備が進められているところです。

このような状況の中，本市においても多様な環境問題の解決と真の豊かさを目指し，平成 12 年3月，環境保全に関する基本理念を掲げ，今後の環境政策の理念を明らかにした「ひたちなか市環境基本条例」を制定しました。

～ひたちなか市環境基本条例で示された４つの基本理念～

- ●健全で豊かな環境のもたらす恵みの持続的な享受
- ●各主体の協同による有限な環境資源の適正管理
- ●地球規模の環境問題に対する，市の施策による環境保全上の支障の未然防止
- ●環境保全施策の科学的かつ総合的な実施

2-4 ひたちなか市第３次環境基本計画
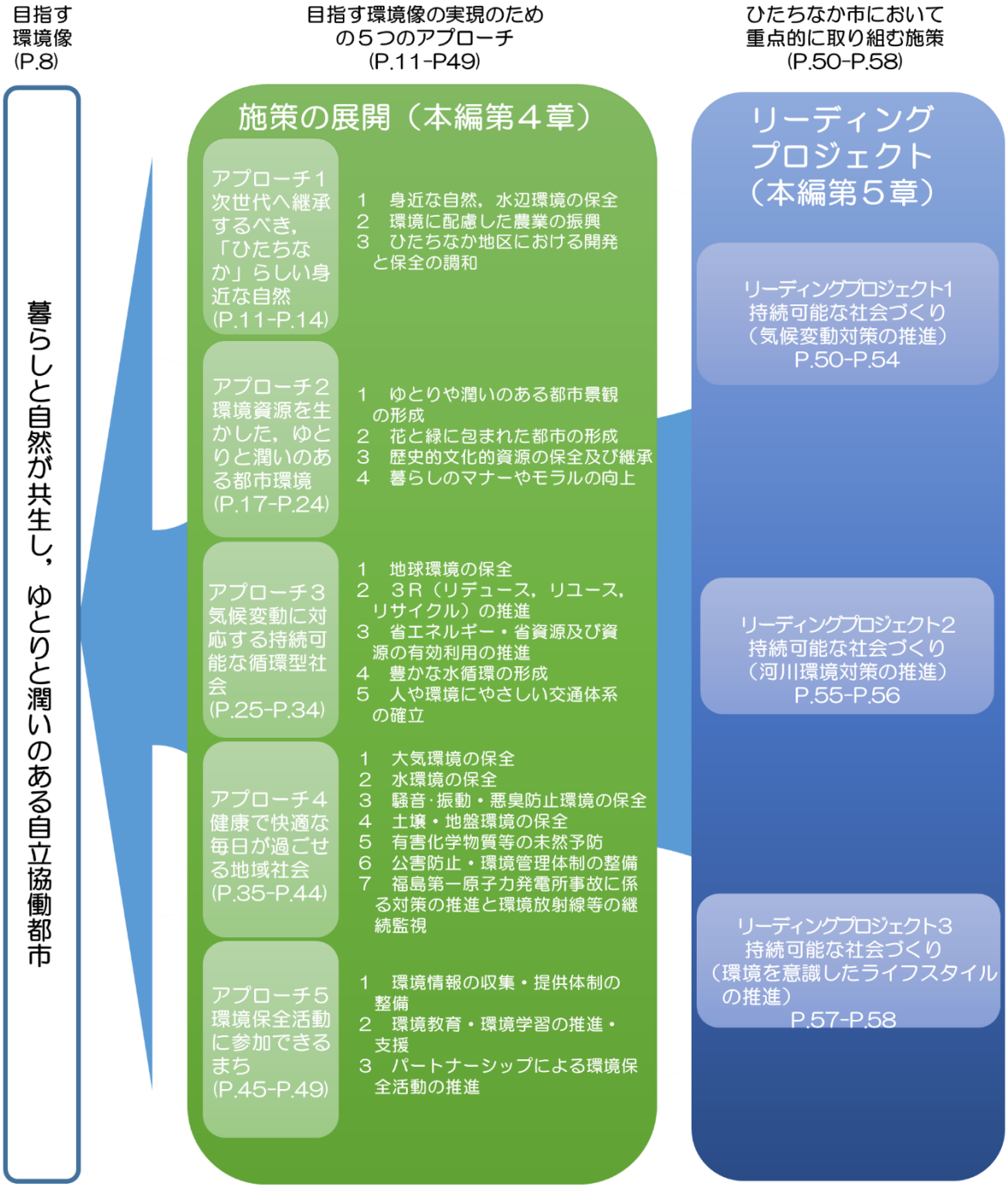
ひたちなか市環境基本条例で示された基本理念を受け，地域の豊かな自然を後世に継承するとともに快適で住みよい環境づくりを進めるため，平成１４年３月に「ひたちなか市環境基本計画」を策定しました。平成２４年５月には「ひたちなか市第２次環境基本計画」を策定し，その中で環境学習の推進など，市民や事業者の環境に関する意識向上を図りました。令和２年度の第２次環境基本計画の期間満了に伴い，本市において影響が避けられない世界的な環境問題に取り組むため，SDGs の考え方や気候変動問題を包括した「ひたちなか市第３次環境基本計画」を令和３年３月に策定しました。